

資料 25-1 被害農林漁業者等に対する融資制度

平成 23 年 10 月 1 日現在

資金種類	資金用途	貸付対象者	利率 (年利%)	償還期限 (年)	貸付限度額 (万円)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が 12 万円以下のもの)、家畜、しいたけほだ木、稚魚、餌料等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	特別被害 3.0%以内	3~6 (4~7)	一般農業者 個人 200 (250) 法人 2,000 (2,000)
			一般 5.5%以内 ~ 6.5%以内		果樹栽培者又は家畜等飼養者 個人 500 (600) 法人 2,500 (2,500) 林業者 個人 200 (250) 法人 2,000 (2,000) 一般漁業者 個人 200 (250) 法人 2,000 (2,000)
事業資金	災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合	6.5%以内	3	単協 2,500(5,000) 連合会 5,000(7,500)

注 1 () 内は激甚災害法適用の場合

注 2 被害農林漁業者は次の基準によって被害認定を受ける。

A 被害農業者

$\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{ [50] (損失額)}}{100 \text{ [100] (平年農業総収入額)}}$ 以上

樹体被害の場合は

$\frac{30 \text{ [50] (損失額)}}{100 \text{ [100] (被害時価格)}}$ 以上

B 被害林業及び漁業者

$\frac{10 \text{ [50] (損失額)}}{100 \text{ [100] (平年林業(漁業)総収入額)}}$ 以上、又は
50 [70] (施設損失額)

$\frac{100 \text{ [100] (被害時価格)}}{100 \text{ [100] (被害時価格)}}$ 以上 [] 内は特別被害の場合

注 3 貸付利率は、上記利率の範囲内で災害の都度別に定められる。

資料25-2 中小企業者等に対する融資制度

産業労働部

中小企業融資制度資金

(平成26年4月1日現在)

資金名	貸付対象者	資金用途	貸付限度	貸付利率	貸付期間
中小企業振興資金	経営の安定又は合理化のための資金を要する中小企業者	設備資金	1億円 (中小企業団体等は 1億1,000万円)	年 2.3%	7年以内 (自動車5年以内) (建物等13年以内)
		運転資金	5,000万円 (中小企業団体等は 6,000万円)		5年以内
経営健全化支援資金 (災害対策)	災害により被災し、 市町村長の罹災証明を受けた中小企業者	設備資金	3,000万円	年 1.5%	10年以内 (建物12年以内)
		運転資金	3,000万円		5年以内

※中小企業振興資金については、信用保証料(2.20%以下)が別途必要です。

※経営健全化支援資金(災害対策)については、信用保証料(0.44%以下)が別途必要になる場合があります。

※上記のほか災害の影響を受けた中小企業者を「経営健全化支援資金(特別経営安定対策)」により支援する場合があります。